

「綾部市地域福祉計画（令和７年度～令和１１年度）【案】」に対するパブリックコメントの結果について

- 意見募集期間：令和７年１月３１日（金）～２月１４日（金）
- 提出された意見の件数 ６件（意見提出者：２名）
- 意見及び意見に対する市の考え方

No.	項目	ご意見の内容（概要）	意見に対する考え方
1	全編	地域の状況を見ると、高齢者施設はインフラと同じで、なくてはならない場所です。しかし、施設の状況を見ていると、特に看護師はかなり人材の確保が難しいようです。その１つの要因として、有資格者である看護師に対する賃金の低さがあるのではないかと思います。 施設の考え方であるのか、自治体からの予算や国からの予算が少なく運営が厳しいからなのかは分かりませんが、このままでは、インフラである高齢者施設が人材確保困難により、閉鎖してしまうのではないかと心配しています。 有資格者の確保のため、その資格や経験に対して、敬意を持った賃金の支払いを、運営者側にも求めるような計画にしてほしいです。そうすることが、福祉の充実に繋がると思います。	福祉人材の確保に対し本計画では「３－２ 保健・福祉サービスの充実」において、「具体的な方策⑤社会福祉事業に従事する人の確保と資質の向上」として、関係機関及び福祉サービス事業者との連携による就労支援の他、各種研修会や講座の開催、研修補助等により福祉の仕事に従事する人材の確保、資質向上に取り組むこととしています。 これらの取り組みを通じ、人材確保策としての処遇改善につながる支援を行うことで法人の安定的な運営を支援し、市民の誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の構築を目指します。 いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。
2	５ページ 第１章 ４ 計画策定の留意事項 ５７～５９ページ 第５章 重層的支援体制整備事業実	１ 市は重層的支援体制整備事業の核となる相談支援について、「従来の相談支援や地域づくり支援等の拡充につなげ、・・・」（１ 重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨）と記述しており、既存の福祉相談窓口の総合化（「福祉相談室」と略す。）や福祉相談を含む市政相談の総合化（仮に「市政総合相談室」と言う。）等のワンストップの窓口を設ける意思はないと受け取れる。「福祉相談室」や「市政総合相談室」等いずれかの設置は相談者のたらいまわしを避け、各分野にまたがる事業的確な処理、相談記録や処理結果の保存・分析等を通じ得られた要改善事項の施策への反映等々を通じ、職員のコンプライアンスの向上等のみならず税の主たる支出先である福祉分野事業の一層効果的、効率的な実施にも期待が持てる。このような基本的な考えのもとに、相談支援を行うべきと考えるが、「福祉相談室」や「市政総合相談室」等	１ 国の重層的支援体制整備事業実施要綱には「分野ごとの窓口において、相談者の属性にかかわらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能になるとともに、分野横断的に包括的な支援体制を整備できる。」と記載されています。この事を踏まえ綾部市では、各分野の専門職が連携して支援を行う体制の整備を図り、各分野の様々な情報を共有することにより、「多機関共同支援による断らない相談窓口」を構築し、福祉分野の事業充実を図ることを目指しており、「福祉相談室」等の設置について今後検討すべき事項と考えています。

	施計画	の設置を非とする市の見解を問う。 2 ①市は、上記1通り、従来通りの単一相談窓口（部課、各種センター等）を基本とした処理体制を維持する模様であるが、上記1で述べたように単一型相談支援による効果は得にくいと思う。相談支援は、統合型の「福祉相談室」ないし「市政総合相談室」の設置が最も合理的と考えられる。 ②処理困難事例等について、統合型の相談支援を行うことによって課題整理の的確化、客観化等が図られ、関係機関との相互連絡・協議の迅速化や相談者等への効果的な措置が期待できると思う。	2 ① 1の回答と同じ ②重層事業は、既存の支援関係機関を支援するいわゆる『支援者支援』の体制構築を行い、既存の相談支援拠点の専門性やこれまで積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを生かしながら支援力の底上げを図ることを目的としています。この事により例えば処理困難事例を早期に発見し、適切な支援へ迅速につなげるよう努めます。
3	25ページ 第2章 4. 第4次計画の取組結果	前期計画について 1 ①施策評価はどのようなスキームのもと実施されたか ②施策評価に重要な数値目標や定性的評価指針の設定はどのようなものであったか ③評価は庁内調査により実施したとのことであるが、施策の最終評価案（市長決定前）のレベル（部長等評価会議等）が不明 ④評価結果に基づき事業の廃止、運営改善等を行った事務事業や事業費等節減額の概要が不明 ① ～④の疑問に対し、本計画案で概略を説明するべきと考える。	1 庁内関係課に対して、現行計画に記載の施策・事業に対する取組状況、現状と課題、今後の方向性などを聞き、各課で行った評価を含め策定委員会でお示しています。計画案P. 25に示している評価点については、現行計画に記載の施策・事業に対する担当課の自己評価を得点化したものです。現行計画には施策・事業に対する数値目標等は設定していないため、取り組んだ施策・事業に対する担当課の定性的な自己評価となります。また、本計画は福祉の総合的な計画として位置づけられており、数値目標については高齢者、障害者、子ども等の各個別計画につまびらかに掲載されていることや、福祉の向上という抽象的な目標達成のために数値目標が必要かどうか等を勘案し、本計画では数値目標を掲げないこととしております。また、定性的評価指針については、現行計画の期間内に取り組んだ施策・事業の自己評価を行う上で、達成状況による評価基準（5段階）を設けて実施しており、評価結果に基づく状況や課題については、P. 26以降に取組状況と課題として記載しています。

4	54ページ 第4章 4-1 誰もが利用しやすい公共施設の整備	市は、本計画において、基本目標4 安全・安心で暮らしやすいまちづくりを提唱し「・・・地域活動の拠点となる施設の整備と利用促進を図ります。」としている。 1 市における地域活動拠点の整備、活動状況を見ると、地域子育て支援センター及び人権福祉センターは多様化する人権問題の学習をはじめとし、パソコン教室や各種展示会等の開催など地域に密着した様々の集い・学習の場を提供するなど積極的な地域づくりに貢献している。しかし、福祉ホールやハート交流センター、保健福祉センター、あやテラス・ホール等々の会館については、コンパクトシティ構想の下、中心市街地に設置され綾部市の地勢や交通等の利便性、高齢化等の状況を見ると、地域活動拠点として全くイメージしにくい。また、人口減少が止むことなく、また、賃金は上がりながら各種賦課金の増高や物価高などが続き苦しい生活を強いられる中、地域活動拠点として更なるハコモノの整備が中心市街地に偏ることは、市民の了解が得られないと思う。 2 市内の各地区には公共施設として、共同集会所、老人憩の家、教育集会所、学習館が設置され、様々の会議室、集会室等が設けられている。特に共同集会所は地域・地区の中核的な安らぎの場として様々の催しが行われ、福祉施設としての機能がある。しかし、それら集会施設は使用も限定的で、日常、管理人もおらずその活動促進につき市は積極的な広報活動も行っていない。そこで、 ア 市内の共同集会所の利用率は5%にも及ばないと思う。市内各所のそれら共同集会等施設の年間稼働率（集会室等の年間利用回数／施設の集会室等の合計×365日）÷100及び料金収入の年間収納額を問う。 イ 特に、共同集会所等について、年齢等世代間又障害者や外国人等、人の個性に壁をつくらず、パソコン、音楽、絵画、料理、介護学習等々、誰もが企画・参加し、楽しく学び遊ぶことのできる地域活動の拠点として開放（市長等の使用許可は継続）するべきと考える。	1 綾部市立地適正計画において、中心市街地に居住及び都市機能を誘導し、コンパクトシティ化を図りながら、エリア外の拠点とも交通ネットワークでつながり、行政サービスを受けられるよう努めます。 2 ア 稼働率については、約2.8%、料金収入は約7万円という状況です。 イ 共同集会所については、綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例において、貸館の利用規定を設け多くの方に利用いただけるようにしています。
5	全編 第7章 再犯防止推進計画	今次の本計画案に「再犯防止推進計画」が盛り込まれたことは評価できるが、全編、全国どこの市町村にも適用できるような普遍化された再犯防止推進計画ではぜんぜん施策の深化につながらず、見えないところで頑張っておられる保護司等の先生方や市民にも失礼であり、遺憾に思う。「再犯防止推進計画」の全編を抜本的に見直した上、誰もが住んで楽になる綾部市の創生に向け、一層尽力するべきと思う。	本計画を策定するに当たり、法務省が作成した手引きを基に保護司会のご意見を聞き、策定委員会にも入っていただき、協議を行ってまいりました。市として取り組む施策を示しながら、今後の評価等を踏まえ検討してまいります。

6	63～68ページ 第7章 再犯防止推進計画 67ページ (5) 民間協力者の活動の促進等	1 節文のほとんどすべてが全国データの引き写しで、綾部市の現状と課題を分析したものではない。綾部市で実際に起こっている再犯の実態及び実績値を示しつつその防止施策の概要を追記するべきと思う。 2 節文の下に枠囲いで施策が示されている。多くの施策等が盛られているが目標値等が設定されておらず施策規模等もわからず極めて不適切と思う。民生委員、保護司、人権擁護委員等の各種委員は再犯防止のため日々、活動されている。このような計画では、各種委員が自身の活動を考えることすらできないと思う。 3 保護司の面接場所確保への支援策について、「保護司が保護観察対象者との面談を行うための場所の確保の支援に努めます。」とうたうのみで努力目標としている。市は本当に期中に場所を確保する腹積もりがあるのか、また、節文中に「・・・場所の確保の支援・・・」とあるが、市の消極姿勢が透けて見える。このような意味不明の難解な言い回しは、いたずらに市役所嫌いを助長させるのみで不適切。目線を市民に向けるべきと思う。 4 仮釈放の出所者や更生保護施設の出院者等の対象者に面接を行う場所の確保は、保護司と対象者の双方の負担が少なく、面接が予定どおり励行され、また、人権尊重配慮等からも必要かつ重要な施設と思う。喫緊の課題として、市施設・設備の再配置や模様替え等を考えるなど速やかに整備するべきと思う。	1 ご意見を踏まえ、「1. 再犯防止推進計画の趣旨」に以下のとおり追記します。 「なお本市においても、令和3年は53.3%、令和4年は43.5%の再犯者率となっており、約半数が再犯者という状況にあります。」 2 本計画は理念に基づき実施するものであるため、目標値の設定は行っておりませんが、関係課において毎年PDCAサイクルによる評価を実施し、見直しにつなげていきます。 3 利用者や関係機関等の意見を聞いて、市も一緒になって検討する課題と考えています。 4 指摘いただいた内容は、ご意見として参考にさせていただきます。
---	---	---	---